

◎新潟県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年11月11日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
株式会社N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館	訪問看護ステーション デューン阿賀野	新	阿賀野市中央町一丁目9番1号 水原中央町ビル 1階 2号室	令和7年9月25日
			旧	阿賀野市岡山町2番33号	